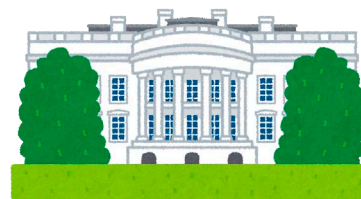


(第14回) 企業別特許取得ランキング、USPTOの5カ年戦略計画案など



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

今回はまず、米国における2022年の企業別特許取得ランキングを紹介する。29年間首位であったIBM社がSamsung Electronics社に抜かれて2位になった。

次に、USPTO関連で、個人出願人などの出願支援策と、5カ年戦略計画案及びAI創作発明に関する意見募集の内容を紹介する。

また、連邦議会や国際関係の話題についても紹介する。

2. 2022年の企業別特許取得ランキング

米国知的財産所有者協会 (IPO) が米国における2022年の企業別特許取得ランキングを発表した¹。IPOによると、USPTOは2022年に32万3,018件 (前年比1%減) の特許を発行したとしている。

ランキングでは、Samsung Electronics社が8,513件で初めて首位となった。1993年から2021年まで29年連続で首位であったIBM社は前年から44%減の4,743件で2位となった。IBM社は1月9日付のブログ²で、この変化は2020年に特許の取得数でリーダーシップをとることを追求しないと決定したことの結果であるとしている。また、変化のキーワードは「Focus (集中)」だとしており、ハイブリッドクラウド、データ・AI、セキュリティ、半導体や量子コンピューティングなどの特定の分野において、高品質でインパクトのある進歩を達成するため、社内の才能とリソースを集中させているとしている。

知財関係者からは、2020年からいわれていたこ

とであり驚きはないといった意見がある一方で、米国企業が特許の数よりも質に重点を置きつつあるという点で象徴的な意味を持ち、今後、他の企業の知財戦略や議会などの議論にも影響し得るという意見もある。

日本企業ではToyota社が最上位で4位になり、前年4位のCanon社は5位になった。

ランキングの上位10社は図1のとおりである。

図1 米国における企業別特許取得ランキング

順位	企業	国籍	件数 (2022)	件数 (2021)	順位 (2021)
1	Samsung Electronics	韓国	8,513	8,517	2
2	IBM	米国	4,743	8,540	1
3	LG	韓国	4,580	4,388	3
4	Toyota	日本	3,056	2,753	8
5	Canon	日本	3,046	3,400	4
6	Taiwan Semiconductor	台湾	3,038	2,807	7
7	Huawei	中国	3,023	2,955	5
8	BOE Technology Group	中国	2,725	2,141	14
9	Raytheon	米国	2,684	2,694	9
10	Qualcomm	米国	2,656	2,165	13

1位のSamsung Electronics社はニューヨーク市マンハッタンに旗艦店を持っている (図2左上)。この旗艦店では、スマートホームを意識した展示がされており、一般的に多くの特許が必要になるコンシューマー製品・ハイテク製品を同社が扱っていることが分かる。マンハッタンには、米国企業1位のIBM社 (図2右上) や日本企業1位のToyota社 (図2下) も拠点を持っている。IBM社は商品の展示は

1 Top 300 Organizations Granted U.S. Patents in 2022
本ランキングにおいて、子会社が取得した特許は親会社のカウントされている。
2 <https://research.ibm.com/blog/Ibm-innovation-2022>

図2 マンハッタンにあるSamsung (左上) とIBM (右上) とToyota (下) の拠点



なく、一方でToyota社のショールームは1990年代の名車である赤色のスープラや、2010年代に限定販売された黄色のLFAなどの展示がある。企業によって商品・サービスの分野が異なっており、必要とする特許の数も異なることが直感できるのではないだろうか。

3. 極小、小規模企業の支援策

(1) 初回出願の早期審査試行プログラム

USPTOは個人出願人などの極小規模事業体³ (micro entity) が初めて特許出願する際に審査を迅速に行う試行プログラム (First-Time Filer Expedited Examination Pilot Program) を2023年3月9日に開始したと発表した。同日付の官報⁴で発表された。

このプログラムについてUSPTOは、COVID-19、

ガン予防技術、気候変動への対応をサポートするプログラムなどUSPTOの他の審査の迅速化プログラム⁵を補完するもので、公平で包括的なイノベーションエコシステムを構築するための施策としている。

プログラムの申請に当たって、出願人は、発明者が他の特許出願において既に発明者として記載されていないことを確認し、USPTOが指定する申請書を提出する必要がある。また、出願人がUSPTOにおける特許出願プロセスの基本的な内容についてトレーニングを受けていることを申請の要件としている。本プログラムのウェブサイト⁶ではトレーニングの要件を満たすために出願人が無料で利用できるトレーニングリソース集を提供している。

このプログラムは、2024年3月11日又はプログラムの対象案件が1,000件に達するいずれか早い日まで申請を受け付ける。

3 極小規模事業体の要件：小規模事業体の要件を満たし、総所得が基準額未満（現在は\$21万2,352未満）であり、過去に4件を超える出願で発明者として指名されていないこと。

又は、小規模事業体の要件を満たし、出願人の雇用主が高等教育機関であること。小規模事業体の要件は脚注7を参照

4 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-09/pdf/2023-04695.pdf>

申請要件や申請方法については、官報の14607頁以降を参照

5 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2022/20221216.pdf

6 <https://www.uspto.gov/initiatives/first-time-filer-expedited-examination-program>

トレーニングリソース集はウェブサイト中の「Prepare for the patent application process」を参照

USPTOのVidal長官は「この新しいプログラムは、特許出願に慣れていない個人出願人や中小企業経営者を支援することできる。迅速に審査することで、個人出願人などがより早い段階で重要なビジネス上の意思決定を行えるようになる」と発言している。

(2) 料金軽減率を拡大する最終規則

USPTOは特許関係手数料について、小規模(small entity)⁷、極小規模事業者向けの料金軽減率を拡大する最終規則を公表した。3月22日付の官報⁸で発表され、同日付で施行された。

この規則改正は、2022年12月29日に成立したイノベーションエコシステムへの参加率が低かった人々を支援するための法律である「Unleashing American Innovators Act of 2022 (UAIA)」⁹に基づき実施された。

規則改正により、出願、審査や権利維持のための特許関係手数料について、小規模事業者向けの軽減率が従来の50%から60%に拡大され、極小規模事業者の軽減率が75%から80%に拡大された。

主な料金の改正前後の金額は以下のとおり¹⁰である。

図3 小規模、極小規模事業者向けの主な料金改定

	改正前		改正後	
	小規模	極小規模	小規模	極小規模
特許出願料	\$160	\$80	\$128	\$64
サーチ手数料	\$350	\$175	\$280	\$140
審査手数料	\$400	\$200	\$320	\$160
特許発行料	\$600	\$300	\$480	\$240
特許料 1回目 (3.5年次)	\$1,000	\$500	\$800	\$400
特許料 2回目 (7.5年次)	\$1,880	\$940	\$1,504	\$752
特許料 3回目 (11.5年次)	\$3,850	\$1,925	\$3,080	\$1,540

4. USPTOによる意見募集

(1) 5カ年戦略計画案

USPTOは、1月6日付のプレスリリース¹¹で、2022～2026年度の戦略計画案¹²を公表した。

連邦政府機関は、政府業績結果法¹³ (GPRA) に基づき最低5年間の中期計画の作成が義務付けられ、同法ではさらに最低3年ごとに戦略計画を見直すこととされている。今般の計画は2018～2022年度の計画¹⁴を見直すものである。

これまでの5カ年計画では審査の質や適時性の最適化及びエンフォースメントに関する目標が中心の計画であったが、今回の計画案では知財制度に参加する者を増やすことに着目するなどの知財関係者の多様性・包摂性を高めるための目標も多く記載されている。

USPTOのVidal長官は本計画案について「この新しい計画に基づき、USPTOは政府全体及び関係者と協力して、イノベーション、起業家精神、創造性を促進し、雇用を創出し、国際競争力及び国家安全保障を強化する」と発言している。

1月31日まで電子メールによる意見を募集した後、2023年春に最終版の計画を公表予定としている。

計画案に掲げられたGoal、目標及び目標達成のための主な戦略は以下のとおりである。

Goal1：包摂的な米国イノベーション及び国際競争の推進

目標1：国際的なイノベーションのリーダーとしての米国の役割の強化

主な戦略：

- ▶米国が注力すべき主要技術を特定し、その分野におけるイノベーションと知財保護を支援する。
- ▶米国発明が適時に権利化されるために、他国と協力しながら能力開発や研修を実施する。

7 小規模事業者の要件：出願人が個人・非営利団体・従業員数500名未満の企業のいずれかに該当し、小規模事業者以外の事業者に発明の権利を譲渡・ライセンスする予定がないこと

8 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-22/pdf/2023-05382.pdf>

9 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2023/20230104.pdf

10 対象となる全ての料金は官報の17148頁以降を参照

11 USPTO seeks public comments on draft 2022-2026 Strategic Plan

12 DRAFT United States Patent and Trademark Office 2022-2026 STRATEGIC PLAN

13 Government Performance and Result Act of 1993 (GPRA)

14 United States Patent and Trademark Office 2018-2022 STRATEGIC PLAN

目標2：様々なリソースへのアクセス性の向上を通じた包摂性の推進

主な戦略：

- ▶ 多面的なアウトリーチキャンペーンを実施する。
- ▶ プロボノ活動（無料支援活動）やロースクールと協働した無料法律相談サービスを拡大する。

目標3：イノベーションのマインドセットの育成

主な戦略：

- ▶ 知財教育のリソースを強化し、多くの人々がアクセス可能なものとする。
- ▶ 高校生、大学生、法科大学院生に有給の職業訓練とインターンシップの機会を拡大する。

Goal2：信頼性の高い権利の効率的な発行

目標1：強固で信頼できる特許の発行

主な戦略：

- ▶ AIとRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の特許システムへの統合を通じて、審査の効率化を実現する。
- ▶ 審査官と特許審判部（PTAB）間のフィードバックの仕組みを強化する。
- ▶ 複合的な技術に関する出願に対応するため、技術部門間の協力を強化する。

目標2：正確で信頼性の高い商標の発行

主な戦略：

- ▶ AIとRPAの商標システムへの統合を通じて、審査の効率化を実現する。
- ▶ 審査プロセスにおける非弁護士（パラリーガルなど）の活用を拡大する。

目標3及び4：特許及び商標の審査期間の改善

主な戦略：

- ▶ 審査リソースを予測される審査件数に整合させる。
- ▶ 自動化などの技術を活用し、審査プロセスを再構築する。

Goal3：新たな脅威や持続的な脅威に対する権利保護の促進

目標1：特許に関する不正行為や乱用への対応

主な戦略：

- ▶ 出願動向を詳細に分析し、乱用を検知し抑制する。
- ▶ 審判手続の乱用に対処するために規定などを明確化する。

確化する。

目標2：商標登録の完全性の保護

主な戦略：

- ▶ 商標に関する詐欺的行為に対応するためのUSPTOの能力を高める。
- ▶ 商標近代化法（TMA）により導入された不使用取消手続を促進する。

目標3：エンフォースメントの改善及び知財関連の犯罪や侵害を減らすためのパートナーシップ強化

主な戦略：

- ▶ 政府全体で協力し、海賊行為と偽造の危険性に関する意識向上プログラムを実施する。
- ▶ エンフォースメントに関するトレーニングを提供する。

目標4：グローバルなエンフォースメントの改善及びパートナーシップの強化

主な戦略：

- ▶ 外国政府に対し知財の保護とエンフォースメント強化のための研修と技術支援を提供する。

目標5：法律の整備と施行の支援

主な戦略：

- ▶ 議会及び司法府における動向を注視する。
- ▶ 知財システムを改善する政策と立法について他の政府機関及びその他利害関係者を巻き込む。

目標6：ステークホルダーによる知財保護のための支援の拡充

主な戦略：

- ▶ 新規の権利所有者に効果的な知財保護の方法に関する情報を提供する。
- ▶ オンライン販売業者と協力し効果的に知財を保護する方法を検討する。

Goal4：好影響を与えるイノベーションの創出

目標1：権利保護を希望する者が利用可能なリソースを特定するための支援

主な戦略：

- ▶ 他の政府機関や民間団体と協力し、クリエイターや起業家などと知財をつなげる。
- ▶ 発明者と投資家を結び付けるためのアウトリーチ活動を強化する。

目標2：政府が資金提供するイノベーションの保護

の促進

主な戦略：

- ▶政府の研究開発機関及び助成金交付機関とのパートナーシップを強化する。

目標3：国内外の知財エコシステムを促進するためのリーダーシップの発揮

主な戦略：

- ▶議会や政府機関と協力し、知財システムを改善する政策立案を促進する。
- ▶貿易協定などにおける強力な知的財産条項の交渉を支援する。

Goal5：庁業務の最大化による職員及び顧客満足の向上

目標1：生産性、健康や包摂性などバランスのとれた職員満足度の創出

主な戦略：

- ▶職員が仕事で成功できるようトレーニングやツールを提供する。
- ▶職員への研修、コーチングやメンタリングを通じたリーダーシップ育成の戦略とプロセスを確立する。

目標2：優れたカスタマーエクスペリエンス（CX）の公平な提供

主な戦略：

- ▶CXのベストプラクティスを庁のサービスに取り入れる。
- ▶多様な顧客からの評価を収集するためにCX調査を実施する。

目標3：最新のITインフラとアプリケーションの開発

主な戦略：

- ▶コスト効率の高い最新のクラウド技術を活用し、安全で復旧能力の高いシステムを提供する。
- ▶自動化とAIを活用してビジネスプロセスを強化する。

目標4：データの利活用を高めることによるアカウントビリティなどの向上

主な戦略：

- ▶組織全体で共有されるデータの管理手法を確立する。
- ▶効率的で安全なデータアクセスを可能にする。

目標5：リソースミッションの成功

主な戦略：

- ▶収益と費用のバランスを戦略的にとり、リターンを最適化し、財務上のリスクを軽減する。
- ▶資源配分の決定において、業務改革を優先する。

(2) AI利用の現状及びAI創作発明への対応方法

USPTOは、2月14日付の官報¹⁵で、発明の創作過程におけるAI利用の現状及びAIが創作に貢献した発明への対応方法に関する意見募集を実施すると発表した。

USPTOは、2019年8月にAI関連発明についての特許審査の予見性を向上させるために、AI関連発明の審査に関して検討すべき事項などについて意見募集を実施していた¹⁶。

その後、2020年4月にはAIシステムであるDevice for Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience (DABUS)を発明者とする特許出願をUSPTOが拒絶し、連邦地裁及び高裁(CAFC)がUSPTOの判断を支持¹⁷するなどAIによる発明の議論が米国内でも活発になっていた。また、USPTOは2022年6月にAIやその他の新興技術(ET)と知財制度の関係についてアイデアを共有するための学術界・産業界・政府機関とのパートナーシップ¹⁸を創設し、AI技術の現状やAIによる発明に関する議論を進めていた。

今回の意見募集はそのAI/ETパートナーシップの活動に基づき、AIが発明の創作過程でより大きな役割を果たすことで発生する可能性のある発明者の権利の問題について意見を求めたいとしている。

意見の提出期限は2023年5月15日としている。

今回意見を求めている主な内容は以下のとおり¹⁹

15 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-02-14/pdf/2023-03066.pdf>

16 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190827.pdf

17 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220810.pdf

18 AI and Emerging Technology Partnership engagement and events (USPTOウェブサイト)

である。

- ▶ 現在、AIは発明の創作過程においてどのように貢献しているか
- ▶ 発明の創作過程におけるAIの利用は、他の技術ツールの利用とどのように異なるか
- ▶ AIが自然人と同じレベルで発明に貢献した場合、その発明は現行の特許法の下で特許可能であると考えるか
- ▶ AIが自然人の共同発明者と同じレベルで発明に貢献した場合、所有権に関して何か重要な問題を引き起こすか
- ▶ USPTOは、発明者について規定する現行のガイダンスを修正し、AIが発明に大きく貢献する状況に対処する必要性はあるか。また、AIによる貢献度はどのように評価されるべきか
- ▶ AIを利用したイノベーションを奨励するために、USPTOがとるべき追加措置はあるか
- ▶ 発明者の要件などに関して検討すべき法律改正があるとすれば、どのように改正するべきか
- ▶ 他国においてAIの貢献が大きい発明に効果的に対処する法律や実務があるか
- ▶ USPTOは、AIと知的財産の関係を議論するためにステークホルダーとの協力体制を継続する予定であるが、今後、USPTOはどのような事項を優先的に検討するべきか

5. 連邦議会関係

(1) オンライン上の模倣品対策及び営業秘密の窃取への制裁に関する法律

2022年12月29日、オンラインマーケットプレイスにおける模倣品対策を強化する法案である「Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act (INFORM

Consumers)」が成立した²⁰。

また、2023年1月5日、外国企業などによる営業秘密の窃取に対する制裁を強化するための法案である「Protecting American Intellectual Property Act」が成立した²¹。

法律の主な内容は以下のとおりである。

● INFORM Consumers Act

- ▶ オンラインマーケットプレイス²²は、取引数の多い販売者²³から身分証明書や銀行口座などの情報を収集し、定期的に情報の正確性を点検しなければならない。
- ▶ マーケットプレイスは、販売者が身分証明書などの提出の要求を受けた日から10日以内に応じない場合は、販売者のアカウントを停止し、販売活動を停止させなければならない。
- ▶ マーケットプレイスは、取引数の多い販売者の商品販売ページに、販売者による疑わしい販売活動を消費者からマーケットプレイスに報告できる仕組みを設置させなければならない。
- ▶ マーケットプレイスは、年間収入が2万ドル（約250万円）以上の販売者の商品販売ページに、販売者の名前・住所・消費者と販売者とが直接に連絡可能な連絡先などの情報を開示させなければならない。
- ▶ 本法律は連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）が執行の責任を負っており、法律の成立から180日以内に施行される。

法案の提出者であるDick Durbin議員（イリノイ州選出、民主党）は、本法律によって、大量の商品を販売する者について適切な確認と透明性を提供することで、盗品・偽造品・安全でない商品のオンライン販売を阻止し、消費者を保護することにつながるとしている。

19 質問の詳細については官報の9494頁を参照

20 2023年度の包括歳出法案に含まれるかたちで成立した。

<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/2617>

<https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf> (1,097頁以降)

21 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1294>

<https://www.congress.gov/117/bills/s1294/BILLS-117s1294enr.pdf>

22 販売者が米国内で商品の販売、購入手続き、支払い手続き、配送などの機能を設けることを可能にする、又は促進するプラットフォームを運営する個人又は法人と定義されている。

23 過去24カ月間の連続した12カ月間に、200以上の新品又は未使用の商品の取引を行い、総収入の合計が5,000ドル以上の販売者と定義されている。

- Protecting American Intellectual Property Act
 - ▶ 大統領は、法律の成立から180日以内及び翌年以降も毎年、以下の内容などを議会に報告する。
 - ▷ 米国の安全保障に対する脅威となる米国内の営業秘密の窃取に関与し利益を得た、又はそれを支援した外国の個人又は企業（entity）
 - ▷ 外国の個人又は企業が行った営業秘密の窃取の性質、目的及び結果の評価
 - ▷ 当該外国企業の最高経営責任者（CEO）及び取締役の特定、また、それらの者が利益を得たかどうかの評価
 - ▶ 当該外国企業に対して、米国内の財産の凍結、輸出入の制限、米国又は国際的な金融機関からの融資の禁止、政府機関の調達禁止など本法律に定められた制裁のうち5つ以上の制裁が科される。
 - ▶ 当該個人に対して、米国内の財産の取引禁止及び米国への入国禁止の制裁が科される。

法案の提出者であるChris Van Hollen議員（メリーランド州選出、民主党）は、中国企業をはじめとする世界中の企業による営業秘密の窃取は米国の安全を脅かすものであり、こうした悪質な企業を抑止するためには明確な罰則を課さなければいけないとしている。

(2) 上院・下院司法委員会知財関連委員会の要職

米国下院司法委員会は1月27日、上院司法委員会は2月16日に、第118回米国連邦議会（2023年1月3日から2年間続く）における知財関連委員会の委員長、ランキングメンバー²⁴及び他のメンバーを公表した²⁵。

なお、知財関連委員会の位置付けは第117回議会と同様であり、上院司法委員会の下に知的財産小委

員会、下院司法委員会の下に法廷・知的財産・インターネット小委員会が設置された。

各委員会の委員長とランキングメンバーは以下のとおりである。

上院 知的財産小委員会

委員長：

Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党）

ランキングメンバー：

Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）※再任

下院 法廷・知的財産・インターネット小委員会

委員長：

Darrell Issa 議員（カリフォルニア州選出、共和党）

ランキングメンバー：

Hank Johnson 議員（ジョージア州選出、民主党）

上院については、第117回議会で委員長を務め、2011年に成立した米国発明法（AIA：Leahy Smith America Invents Act）の提案者でもあるPatrick Leahy氏が議員を引退²⁶したことで、委員長の後任が注目されていた。

委員長に就任したCoons議員は、第116回議会において、今回ランキングメンバーを務めるTillis議員を委員長とする知財小委でランキングメンバーとして活動しており、再び両議員で知財小委をリードしていくことになる。Coons議員は過去の議会において、特許が無効にされにくくなるように特許審判部（PTAB）を見直す内容を含む特許法改正法案（STRONGER Patents Act）を上程²⁷するなど、強い特許のための政策の推進派として知られている。

2022年12月29日に成立した「Unleashing American Innovators Act of 2022」²⁸をLeahy議員、

24 野党筆頭委員であり、委員長と並ぶ要職。

25 上院：<https://www.judiciary.senate.gov/press/dem/releases/durbin-graham-announce-subcommittees-and-subcommittee-chairs-and-ranking-members-of-senate-judiciary-committee>

下院：<https://judiciary.house.gov/subcommittees/committee-judiciary/subcommittee-courts-intellectual-property-and-internet>

26 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20211119.pdf

27 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190722.pdf

28 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230104.pdf

Tills 議員と共同で提案した Mazie Hirono 議員（ハワイ州選出、民主党）もメンバーとして再任された。

下院については、第117回議会でランキングメンバーを務め、過去には同委員会の委員長を務めた経験も持つ Issa 議員が委員長に就任した。Issa 議員は、議員になる前に車のアラーム会社を設立し37件の特許を取得した経験がある。上述のAIAの共同提案者でもあり、特許制度改革の提唱者の一人として知られている。Issa 議員はパテントトロールへの対応のために特許侵害訴訟の提起を難しくし、PTAB への当事者系レビューの申し立てを容易にするべきとの考えを持っていることから、強い特許のための政策を推進したい上院と対立し、議会での知財関連法案の審議が難航する可能性があるとの声もある。ランキングメンバーの Johnson 議員は第117回議会で同委員会の委員長を務めており、引き続き同委員会の要職に就任した。

6. 国際関係

(1) TRIPS ウェイバーの COVID-19 診断薬や治療薬への拡大に関する調査

米国国際貿易委員会（ITC）は、2月1日付のプレスリリース²⁹で、COVID-19 関連で TRIPS 協定の知財保護義務を免除する、いわゆる TRIPS ウェイバーについて、対象を診断薬・治療薬に拡大するか否かを検討するための調査を実施すると発表した。2022年12月16日に米国通商代表部（USTR）の Thai 代表が ITC に調査を要請していた³⁰。

2022年6月のWTO閣僚会議においてワクチンの生産及び供給に関する特許についてウェイバーが合意された際には³¹、診断薬・治療薬への対象拡大は決定が先送りされ、6カ月以内に決定するとされていた。その後、12月にUSTRは対象拡大の決定期限の延期を支持すると表明し、同月、WTO一般理事会は決定期限の先送りを承認していた。

ITCは、今回の調査では、診断薬・治療薬について以下の内容を報告する予定としており、2023年

10月17日に報告書を提出するとしている。

- ▶ サプライチェーンの分析を含む生産及び流通の概要
- ▶ 世界の市場における需要や消費に関する概要
- ▶ 入手・利用の可能性及び価格に関する情報
- ▶ 世界の貿易に関するデータ

また、USTRは外国政府や医薬品メーカーなどから以下の点などに関する意見を聴取することが特に重要だとしている。

- ▶ TRIPSはCOVID-19診断薬・治療薬のイノベーションをどのように促進し、また、アクセスをどのように制限しているか
- ▶ 既存のTRIPSの医薬品に関する柔軟性を利用する際の成功例と課題
- ▶ 診断薬・治療薬への適用拡大の延長により、市場に出ていない製品や既存製品の新たな用途がどの程度影響を受ける可能性があるか
- ▶ 医薬品へのアクセスを改善するために、既存のTRIPSの規則と柔軟性をどのように活用できるか

ITCは、公聴会の開催を含め、調査期間中には一般の人々からの意見を求める予定であるとしている。

実際にITCは、2023年3月29日及び30日に公聴会を開催した。公聴会において、ウェイバーの対象拡大に反対する製薬企業などは、知財の保護があることで今回ワクチンや診断薬・治療薬の開発を迅速に行えたこと、知財がワクチンなどの普及の障壁になっている事実はないこと、知財保護を弱めることで今後のイノベーションにマイナスの影響があることなどを主張した。ウェイバーの対象拡大に賛成する途上国や人権団体などは、COVID-19によって多くの命が失われたこと、ワクチンなどの普及は何よりも優先されるべきであること、ウェイバーによってワクチンの価格が大きく下がったこと、新型の感染症が拡大するリスクは残っていることなどを主張した。

29 https://www.usitc.gov/press_room/news_release/2023/er0201_63483.htm

30 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/december/ambassador-tai-requests-usitc-investigation-covid-19-diagnostics-and-therapeutics>

31 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2022/20220721.pdf

(2) 全米商工会議所2023年版「International IP Index」

全米商工会議所グローバルイノベーション政策センター（GIPC）は2月21日、世界各国の知財システムの強さを分析した2023年版「International IP Index」報告書を公表した³²。

知財システム全体についてのランキングは、米国が昨年同様1位であり、日本も昨年同様の6位となった（報告書6～7ページ）³³。日本のスコアについても昨年と変わらず91.26であった。

特許部門では、米国と日本は、昨年同様に韓国、スイスと並んで2位となった（報告書15ページ）。特許部門の1位は昨年同様にシンガポールとなった。

報告書では各国ごとの分析がなされている。米国については、昨年同様に特許法第101条（特許適格性）に関する不確実性の問題が解消されていない点に懸念が示されているものの、USPTOによる特許適格性に関する審査便覧への意見募集³⁴やThom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）による特許適格性に関する法案の上程といった行政府と立法府による問題解決のための努力が評価されている。また、特許審判部（PTAB）における当事者系レビューの裁量による審理開始拒否などのPTAB関連手続の不確実性が指摘されている一方で、USPTOによる審理開始拒否に関するガイダンスの公表³⁵などVidal長官の新しいリーダーシップの下での努力も紹介されている（報告書388～395ページ）。

日本については、昨年同様に、2019年と2020年

の著作権法と意匠法の改正による保護強化などが強みとされる一方で、後発医薬品の製造販売承認に関する不透明性や知財に関する税制優遇制度がない点が弱みとして挙げられている。政策の注目点としては、標準必須特許（SEP）に関する経済産業省及び特許庁による各種ガイドラインの策定などのこれまでの活動が挙げられている。また、経済産業省による「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」の策定や特許庁による「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」改訂など、2022年もSEPに関する活動を引き続き進めていることが紹介されている（報告書234～238ページ）。

なお、ロシアの知財システム全体のスコアは、昨年から21.62下落し、この報告書が作成された過去11年間で最大の下落となった。ウクライナ侵攻の際に各国から行われた経済制裁などに対して、ロシアがそれらの国からの知財の保護を停止したことが影響している。

全体的な分析としては、今回分析対象とした55カ国のうち28カ国のスコアが前回の報告書から変わっておらず、9カ国が前回からスコアを落としていることを踏まえて、世界の知財システムの改善の活動が停滞していることを懸念している。また、TRIPSウェイバーの議論など、医薬品の知財を弱める議論を懸念している。一方で、18カ国はスコアが上昇し、地域レベルではアジア地域が他の地域と比較して平均スコアが最も上昇したとしている。

石原 徹弥（ISHIHARA Tetsuya）

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。

32 https://www.uschamber.com/assets/documents/GIPC_IPIndex2023_FullReport_final.pdf

33 日本より上位の国は、上位から順に米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン

34 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220727.pdf

35 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220630_2.pdf